

## 「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です!

## 公的年金等\*1を受給する場合、児童扶養手当額の全部 または一部を受給することができません。\*2

- (\*1) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。
- (\*2) 障害年金を受給している方は、**令和3年3月分(令和3年5月 支払い)から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額 との差額を児童扶養手当として支給**します。
- ■障害年金以外の公的年金を受給している方は、その額が児童扶養 手当額より低い場合、差額分を児童扶養手当として支給します。



## そのため、以下の手続きを必ず行ってください

- 公的年金等を新たに受給する場合
  - → 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。
- 必要な手続き▶ 以下の書類をご持参の上、お住まいの市区町村の児童扶養手当 窓口にお越しください。
  - 公的年金給付等受給状況届
  - ・公的年金給付等受給証明書(年金証書、年金決定通知書でも可)
- 公的年金等が過去に遡って給付される場合や、 公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合
  - → 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合が あります。**手続きは早めに**行うよう、ご注意ください。

## 詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

本宮市役所 保健福祉部 子ども福祉課 電話番号 0243-24-5375